

一般社団法人日本老年歯科医学会
多施設共同研究支援クラウド（JSG cloud）に関する規則

（2019年12月13日制定）

（目的）

- 第1条 一般社団法人日本老年歯科医学会（以下「本会」という。）は、本会定款第3条4)の定める事業として、日本老年歯科医学会 多施設共同研究支援クラウド（以下「JSG cloud」という。）を運用する。
- 2 JSG cloud は、老年歯科医学における基礎・臨床・疫学研究に必要な調査活動を支援するためのデータ管理システムをいう。
 - 3 この規則は、前項の運用に関する必要な事項を定めるものである。

（システム管理）

- 第2条 JSG cloud の運用にあたり、運用担当理事を理事長が指名する。
- 2 運用担当理事は、次の業務を行う。
 - 1) プロジェクトの申請に関すること
 - 2) プロジェクトの公表に関すること
 - 3) JSG cloud システムに関する事項
 - 4) その他、JSG cloud に関係する事項
 - 3 JSG cloud の運用更新は2年毎とする。
 - 1) システムのバージョンアップは常任理事会の承認を得るものとする。
 - 2) JSG cloud の運用停止は理事会の承認を得るものとする。

（データ管理）

- 第3条 JSG cloud で管理する下記データは当該プロジェクトのみに使用する。
- 1) ユーザーデータ
 - 2) 調査データ
 - 2 ユーザーデータの登録に必要な下記初期データは本会会員情報より提供される。
 - 1) 会員氏名
 - 2) 会員番号
 - 3 調査データに個人が特定できる情報を含んではならない。

（ユーザー）

- 第5条 ユーザーは下記のすべてを満たす者とする。
- 1) 本会正会員
 - 2) 運用担当理事が認めたもの
 - 2 ユーザーはプロジェクト参加者になることができる。
 - 3 ユーザーで下記のすべてを満たす者はプロジェクトリーダーになることができる。
 - 1) 別に定める申請によりプロジェクトが認められた者
 - 2) 本会年会費を前年度分まで完納している者

(プロジェクト)

第6条 JSG cloud を利用したプロジェクトは下記をすべて満たすものとする。

- 1) 別に定める書類を提出したもの
- 2) 倫理審査が必要な研究については承認を得ているもの。承認団体は問わない。
- 3) 調査結果を調査終了後1年以内に本会の学会誌または学術大会で公表できるもの
- 4) 調査期間はJSG cloud 登録後2年間とし、延長することができる。
- 5) JSG cloud を利用した研究または調査の内容および結果について、本会が責任を負わないことに同意できるもの
- 6) プロジェクトリーダーおよびプロジェクト関係者の過失による検査データの紛失に本会が責任を負わないことに同意できるもの

(善管注意義務と免責)

第7条 本会、運用担当理事、プロジェクトリーダーおよびユーザーは、JSG cloud が円滑に運用されるよう必要な注意をもって管理する義務を負う。

- 2 本会、運用担当理事、プロジェクトリーダーおよびユーザーは、自己の責に帰すべき事由による場合を除き、相互に損害賠償の請求をすることはできない。
- 3 第2条3によりJSG cloud が運用停止となる場合、本会は第6条の定めによらず、すべてのプロジェクトを予告なく終了することができる。
- 4 前項による損害賠償を請求することはできない。

(改廃)

第7条 この規則を改廃する場合は、常任理事会の発議により、規程委員会での協議のうえ、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規則は、2019年12月13日に制定し、2020年6月20日より施行する。